

資 料

（その他の事項）

目 次

・ その他の事項	1
・ 道路特定財源の概要（平成 18 年度予算・地方財政計画額）	2
・ 国の道路特定財源整備の体系（平成 18 年度予算）	3
・ 国の道路特定財源について	4
・ 道路特定財源の見直しに関する政府・与党合意及び行政改革推進法	5
・ 道路特定財源の見直しに関する「基本方針 2006」及び安倍総理大臣の所信表明演説	6
・ 道路特定財源に関する最近の政府税調答申	7
・ 京都議定書目標達成計画の骨子	8
・ 京都議定書目標達成計画（抄）（平成 17 年 4 月閣議決定）	9
・ 参考：環境税の創設に関する関係省庁等の考え方	10
・ 平成 18 年度税制改正 政府税調答申・与党税制改正大綱（環境税）	11
・ 企業関係租税特別措置による減収額（10,880 億円）の内訳（平成 18 年度ベース）	12
・ 企業の子育て支援	13
・ 事業用資産の買換え特例の概要	14
・ 移転価格課税における二重課税に伴う負担の軽減	15

その他の事項

- 道路特定財源
- 環境税
- 企業関係租税特別措置等
 - ・ 企業の子育て支援
 - ・ 特定の資産の買換え等に係る特例
 - ・ その他

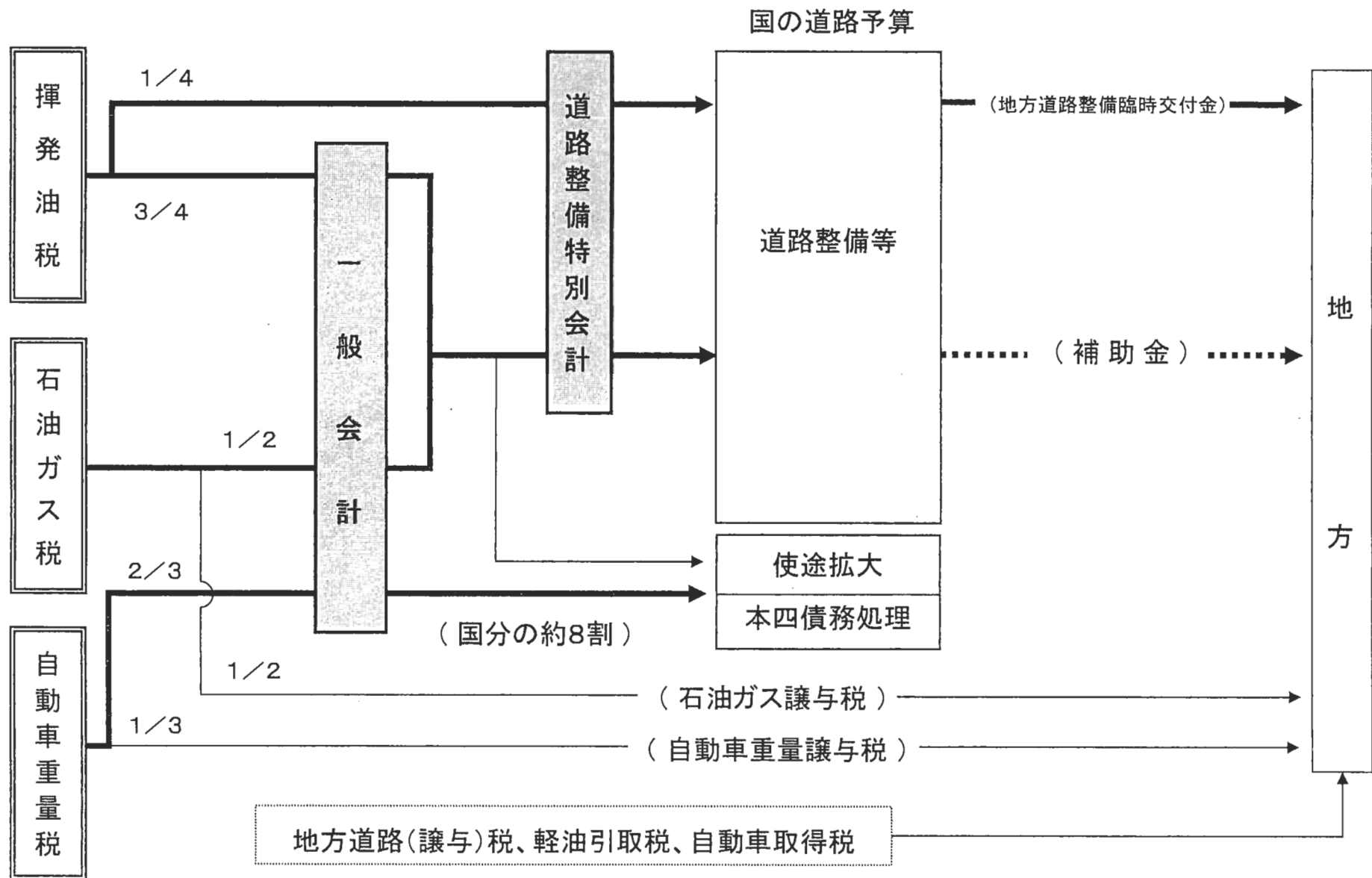
道路特定財源の概要（平成 18 年度予算・地方財政計画額）

税 目 (※：目的税)		課 税 対 象	税 率	税 収 の 使 途	根 拠 法	税 収 (単位：億円)
国 税	揮発油税 (昭和 24 年創設・ 29 年特定財源)	揮発油	48,600 円／kl ○適用期限：20 年 3 月 31 日 (本則税率：24,300 円／kl)	・国の道路財源（1/4 は道 路整備特別会計に直入）	道路整備費の財源等の 特例に関する法律 3,5	28,953 【29,573】
	地方道路税※ (昭和 30 年創設)	揮発油	5,200 円／kl ○適用期限：20 年 3 月 31 日 (本則税率：4,400 円／kl)	・地方の道路財源として全 額譲与	地方道路税法 1 地方道路譲与税法 1,8	3,098 (地方分：3,098)
	石油ガス税 (昭和 41 年創設)	自動車用石油ガス	17 円 50 銭／kg	・1/2 は国の道路財源 ・1/2 は地方の道路財源と して譲与	道路整備費の財源等の 特例に関する法律 3 石油ガス譲与税法 1,7	280 【143】 (地方分：140)
	自動車重量税 (昭和 46 年創設)	乗用車、トラック、 バス、軽自動車等	(例) 乗用車 車両重量 0.5t・1 年につき ・自家用 6,300 円 ・営業用 2,800 円 ○適用期限：20 年 4 月 30 日 (本則税率：いずれも 2,500 円)	・国の道路財源 ・公害健康被害の補償費用 の財源として交付 ・1/3 は地方の道路財源と して譲与	公害健康被害の補償等 に関する法律附則 9 自動車重量譲与税法 1,7	11,055 【5,712】 (地方分：3,685)
地 方 税	軽油引取税※ (昭和 31 年創設)	軽油の引取り	32,100 円／kl ○適用期限：20 年 3 月 31 日 (本則税率：15,000 円／kl)	・都道府県及び指定市の道 路財源	地方税法 700, 700 の 50	10,620
	自動車取得税※ (昭和 43 年創設)	自動車の取得	・自家用 取得価格の 5% ・営業用及び軽自動車 " 3% ○適用期限：20 年 3 月 31 日 (本則税率：いずれも 3%)	・地方公共団体（7 割市町 村、3 割都道府県及び指 定市）の道路財源	地方税法 699, 699 の 33	4,742

(注) 税収欄の【 】書きは、国の道路特定財源とされている額

- ・ 揮発油税及び石油ガス税は、決算調整額(税収の平成 16 年度決算額と平成 16 年度予算額との差)を含む額が道路特定財源とされている。
- ・ 自動車重量税は、国分（2/3）の約 8 割(77.5%)相当額が国の道路特定財源とされている。

国の道路特定財源整備の体系（平成18年度予算）



国の道路特定財源について

[単位: 億円]

18年度(歳出)
35,429

18年度(歳入)
35,429

使途拡大

本四債務処理
4,522

一般財源化 472
まちづくり交付金等 1,568

道路整備等
28,866

(暫定税率による
上乗せ分)

(本則税率
相当分)

(暫定税率)

(本則税率)

税目	本則税率 (A)	暫定税率 (B)	B/A	国の道路特定財源税收 (18年度予算・億円)
揮発油税	24.3円/リットル	48.6円/リットル	2倍	29,573
石油ガス税	17.5円/kg	—	—	143
自動車重量税	(例) ・自家用乗用車 2,500円/0.5t・年 ・軽自動車(1両につき) 2,500円	(例) ・自家用自動車 6,300円/0.5t・年 ・軽自動車(1両につき) 4,400円	2.5倍 1.8倍	5,712

(参考) 国の道路特定財源税收(18年度) 3兆5,429億円
うち、暫定税率による上乗せ分 約1兆8,000億円

道路特定財源の見直しに関する政府・与党合意及び行政改革推進法

道路特定財源の見直しに関する基本方針(平成17年12月19日 政府・与党合意)

道路特定財源は、長年にわたり、立ち遅れた我が国の道路の整備状況に鑑み、自動車利用者の負担により、緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命を担ってきた。

しかしながら、その後、道路の整備水準の向上する中、近年の公共投資全体の抑制などを背景とする道路歳出の抑制等により、平成19年度には特定財源税収が歳出を大幅に上回ることが見込まれるに至っている。このため、現時点において、改めて、今後、真に必要な道路整備のあり方について見極めるとともに、特定財源のあり方について、納税者の理解を得て、抜本的な見直しを行うことが喫緊の課題となっている。

その際、現下の危機的な財政事情に鑑みれば、見直しによって国の財政の悪化を招かないよう十分に配慮し、また、特定財源の使途のあり方について、納税者の理解が得られるよう、以下を基本方針として見直す。

1. 道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に見極めつつ、真に必要な道路は計画的に整備を進める。その際、道路歳出は財源に関わらず厳格な事業評価や徹底したコスト縮減を行い、引き続き、重点化、効率化を図る。
2. 厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。
3. 特定財源制度については、一般財源化を図ることを前提とし、来年の歳出・歳入一体改革の議論の中で、納税者に対して十分な説明を行い、その理解を得つつ、具体案を得る。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年5月26日法律第47号)

(道路整備特別会計等の見直し)

第20条

3 特定の税の収入額（これに相当する額を含む。以下この項において同じ。）の全部又は一部を道路に関する費用の財源に充てる制度（以下この項において「特定財源制度」という。）については、国の財政状況の悪化をもたらさないよう十分に配慮しつつ、特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解が得られるよう、次の基本方針により、見直しを行うものとする。

- 一 道路の整備は、これに対する需要を踏まえ、その必要性を見極めつつ、計画的に進めるものとする。この場合において、道路の整備に係る歳出については、一層の重点化及び効率化を図るものとする。
- 二 特定財源制度に係る税については、厳しい財政状況にかんがみ、及び環境への影響に配慮し、平成17年12月における税率の水準を維持するものとする。
- 三 特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、平成19年度以降の歳出及び歳入の在り方に関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成するものとする。

道路特定財源の見直しに関する「基本方針2006」及び安倍総理大臣の所信表明演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)

第3章 財政健全化への取組

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

(特別会計改革の推進等)

- ・ 道路特定財源については、同法に基づき、一般財源化を図ることを前提に、早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめる。

安倍総理大臣の所信表明演説(平成18年9月29日)

道路特定財源については、現行の税率を維持しつつ、一般財源化を前提に見直しを行い、納税者の理解を得ながら、年内に具体案を取りまとめます。

道路特定財源に関する最近の政府税調答申

平成14年度の税制改正に関する答申（平成13年12月）

道路特定財源等については、依然として道路整備の必要性はあり、これを維持すべきであるとの意見もあった。しかしながら、厳しい財政事情や最近の道路整備の改善状況等を考慮すれば、一般財源化を含め、その見直しを検討すべきではないかといった意見が多数であった。わが国の燃料課税の税負担水準は、国際的にみても高くない水準であること、また、地球温暖化問題の観点からも、これを引き下げることとは適当ではない。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月）

道路特定財源等を含むエネルギー関係諸税等については、わが国の自動車に係る税負担全体が国際的にみても高くない水準にあり、自動車の社会的コストや環境の保全の観点に鑑みれば、その税負担水準を引き下げることとは適当ではない。

平成15年度における税制改革についての答申（平成14年11月）

適用期限を迎える揮発油税等の暫定税率については、自動車の社会的コストや環境の保全を考慮し、現行の水準を維持することとする。

平成18年度の税制改正に関する答申（平成17年11月）

道路特定財源を含むエネルギー関係諸税等については、資源節約・消費抑制・社会的コストといった観点や諸外国と比較して税負担水準が低い水準にあること、地球温暖化対策が求められている中で税負担水準の引下げには問題が多いこと、さらには国・地方を通じた極めて厳しい財政事情等を考慮すると、当調査会がこれまで指摘してきたとおり、納税者の理解を求めつつ、現行の税負担水準を維持することが適当である。

京都議定書目標達成計画の骨子

(内閣官房作成)

目指す方向

- 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
- 地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減

基本的考え方

- 環境と経済の両立
- 技術革新の促進
- すべての主体の参加・連携の促進(国民運動、情報共有)
- 多様な政策手段の活用
- 評価・見直しプロセスの重視
- 国際的連携の確保

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

区 分	目 標		2010 年度現状対策 ケース(目標に比べ +12%*)からの削 減量
温室効果ガス	2010 年度 排出量 (百万t-CO ₂)	1990 年度 比(基準年 総排出量比)	
①エネルギー起源CO ₂	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源CO ₂	70	▲0.3%	▲0.4%
③メタン	20	▲0.4%	
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源	▲48	▲3.9%	(同左)▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%*	*(同左)▲1.6%
合 計	1,163	▲6.0%	▲12%

*削減目標(▲6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスごとの対策・施策

(1) 温室効果ガス排出削減

①エネルギー起源CO₂

- ・技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
- ・「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省CO₂型に変革する対策」

②非エネルギー起源CO₂

- ・混合セメントの利用拡大 等

③メタン

- ・廃棄物の最終処分量の削減 等

④一酸化二窒素

- ・下水汚泥焼却施設等における燃焼の高度化 等

⑤代替フロン等3ガス

- ・産業界の計画的な取組、代替物質等の開発 等

(2) 森林吸収源

- ・健全な森林の整備、国民参加の森林づくり 等

(3) 京都メカニズム

- ・海外における排出削減等事業を推進

2. 横断的施策

- 国民運動の展開
- 公的機関の率先的取組
- 排出量の算定・報告・公表制度

○ポリシーミックスの活用

(※環境税等も検討)

3. 基盤的施策

- 排出量・吸収量の算定体制の整備
- 技術開発、調査研究の推進
- 国際的連携の確保、国際協力の推進

推進体制等

- 毎年の施策の進捗状況等の点検、2007年度の計画の定量的な評価・見直し

- 地球温暖化対策推進本部を中心とした計画の着実な推進

京都議定書目標達成計画(抄)(平成17年4月28日閣議決定)

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

2. 横断的施策

(6-2) 環境税

二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。

環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

参考：環境税の創設に関する関係省庁等の考え方

環境省の考え方（「平成19年度税制改正要望事項」より抜粋）

環境税は、温室効果ガスを排出する全ての主体に対して公平に排出削減への経済的インセンティブを与えることができ、規制等他の施策と比較して、公平性、透明性、効率性、確実性の観点から優れている。

農水省の考え方（「平成19年度税制改正要望事項」より抜粋）

地球温暖化対策の推進に向けて、一般財源はもとより、安定的な財源を確保するため、環境税の創設、必要な税制上の措置を講ずるとともに、その税収の使途として森林吸収源対策を位置付けることが適当である。

経産省の考え方（「平成19年度税制改正に関する経済産業省意見のポイント」より抜粋）

○ 増税なき地球環境対策の推進

いわゆる環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響等を十分に考慮し、国民的議論を踏まえて、総合的に検討していくべき課題である。

日本経済団体連合会の考え方（「平成19年度税制改正に関する提言」より抜粋）

環境税は、地球規模の問題である温暖化防止には全く寄与しない…。

平成 18 年度税制改正 政府税調答申・与党税制改正大綱（環境税）

平成 18 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 17 年 11 月
政府税制調査会

二 主要な課題

8. 地球温暖化問題への対応

いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。

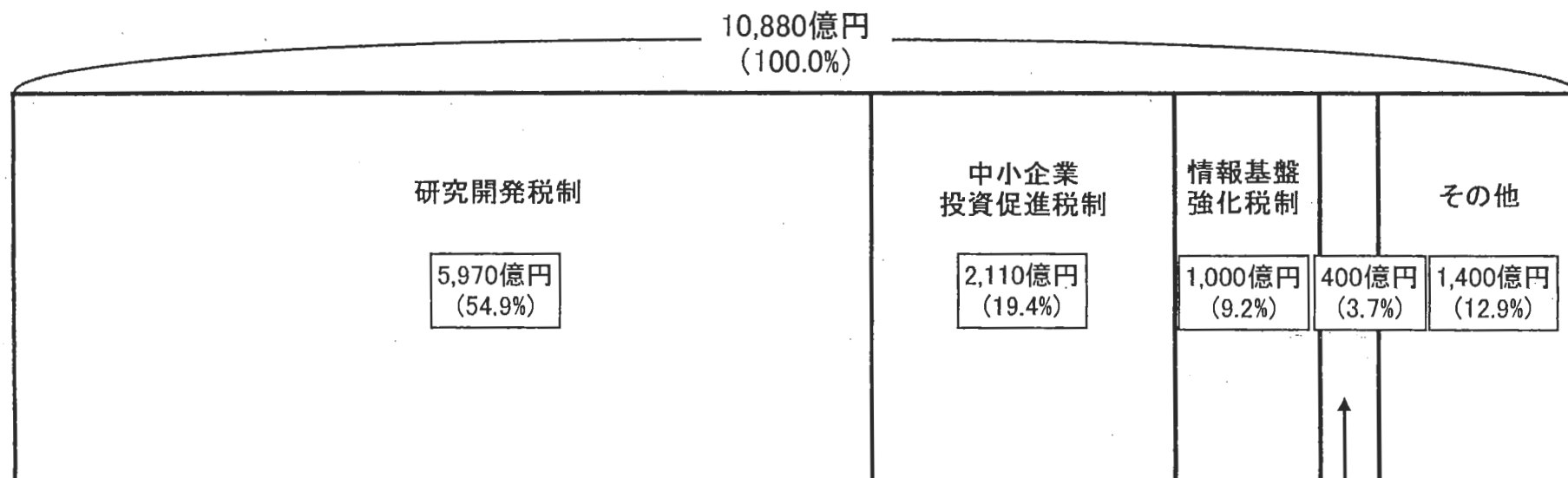
平成 18 年度税制改正大綱（抄）

平成 17 年 12 月 15 日
自由民主党
公明党

第三 検討事項

- 1 わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、平成 17 年 4 月に京都議定書目標達成計画を閣議決定し、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを開始し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

企業関係租税特別措置による減収額（10,880億円）の内訳（平成18年度ベース）



少額減価償却資産の
取得価額の損金算入の特例

その他（1,400億円）の内訳

・ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	280億円
・ 異常危険準備金	190億円
・ 原子力発電施設解体準備金	160億円
・ 教育訓練費の額が増加した場合の税額控除	140億円
・ 新幹線鉄道大規模改修準備金	100億円
・ その他（14項目）	530億円

企業の子育て支援

【税制改正要望】

企業の子育て支援についての取組のより一層の推進を図るため、

- (1) 事業所内託児施設の設置・運営費等に係る減税措置
- (2) 仕事と子育ての両立支援を推進するため、労働者に対し行われる育児支援サービスの提供に要する経費等に係る減税措置を創設する。

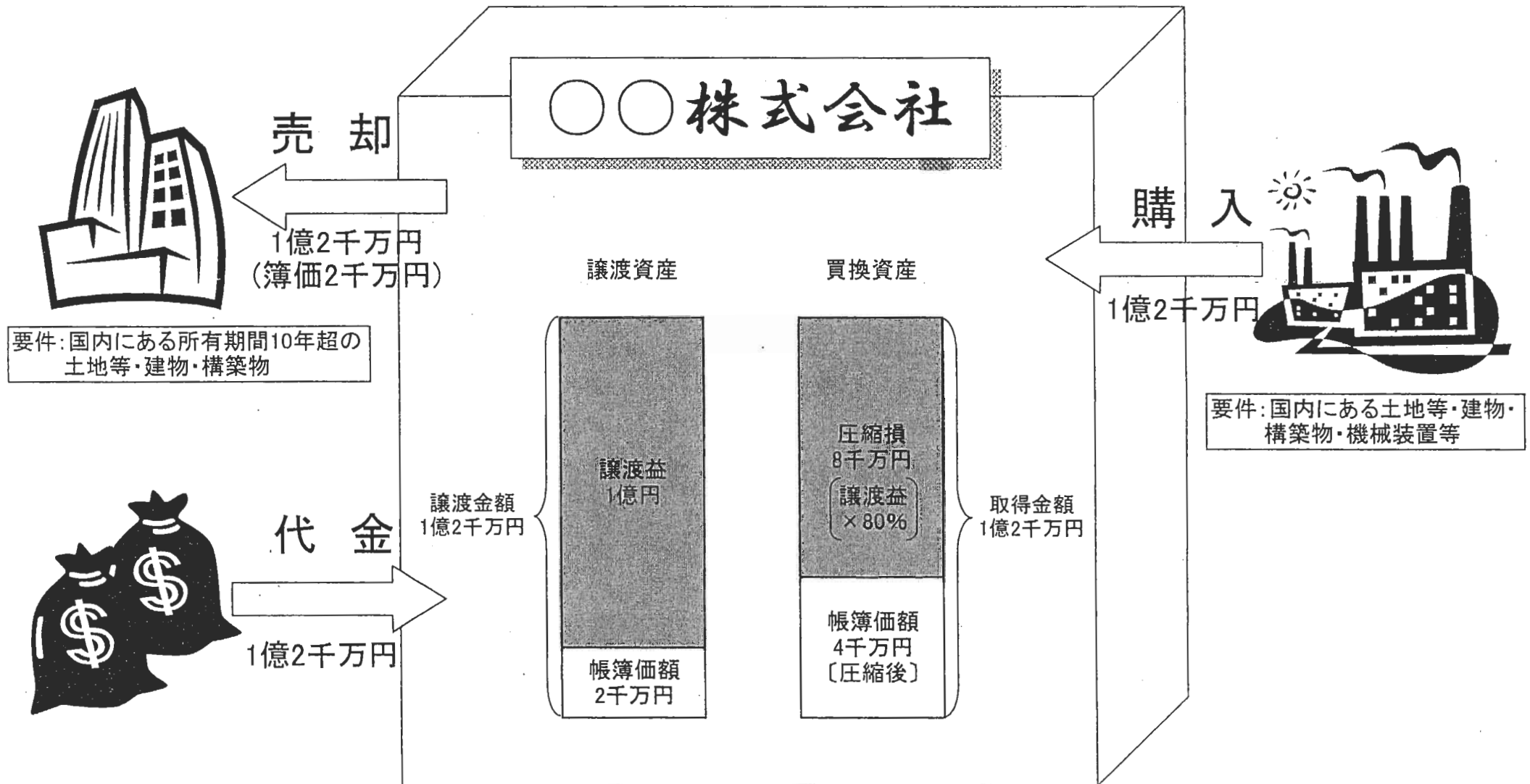
(参考) 新しい少子化対策について〔平成 18 年 6 月 20 日少子化社会対策会議決定〕(抄)

別添【資料】

(3) その他重要な施策		
① 子育てを支援する税制等を検討	子育て家庭を経済的に支援するため、税制上の措置を検討する。 その際、現行の扶養控除を見直し、それによる財源を用いて、就学期を含めた子どもに対する税額控除の導入あるいは子育て家庭に対する給付や教育費の助成の拡大等について検討する。<u>また、事業所内保育所の設置・運営や育児休業の取得促進等、子育て支援に先駆的に取り組む企業に対する支援税制を検討する。</u>	内閣府 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省

事業用資産の買換え特例の概要

(長期所有資産等に係る買換え)



移転価格課税における二重課税に伴う負担の軽減

企業活動における移転価格課税については、予測可能性の確保など納税者のリスク軽減等の観点から、事前確認制度（ＡＰＡ）の活用環境整備等の努力をさらに進めるべきであり、また、現実には独立企業間価格の確定までに一定の期間を要していることについてどう考えるのか検討が必要。

（11月15日第2回グループディスカッション資料）

⇒ 移転価格課税に関する運用の明確化、事前確認制度の改善のほか、

「移転価格の適用によって生じる二重課税に伴う負担を軽減するため、二国間の調整が済むまでの間、納税を猶予する制度を導入すべき」との税制改正要望がなされたところ。

（要望の内容）二重課税に伴う企業負担の軽減

